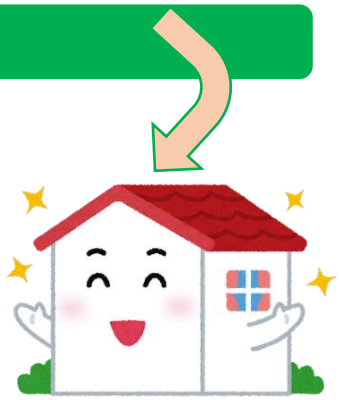
# 高取町空き家リフォーム工事補助金のご案内



高取町へ移住するため、購入した空き家をリフォームする方に対して、経費の一部を助成します。

## ○補助の対象となる空き家（次のいずれの要件も満たす物件）



（1）空き家とその存在する土地について、所有者が同一であること。
（2）面積の全てを自己の居住の用に供する住宅（併用住宅を除く。）であること。
（3）土砂災害特別警戒区域内に存在しないこと
（4）申請日が売買の日から１年以内の物件であり、申請日の属する年度内の２月末日までに工事完了及び実績報告が行えること
（5）この要綱による補助金により、既にリフォームを行っている物件でないこと
**※転売目的のリフォームは対象としません。**

## ○補助の対象者（次のいずれにも該当する方）

（1）申請日時点で、補助対象空き家への入居予定者全員が本町の住民基本台帳に記録されていない者
（2）補助対象空き家とその存在する土地を購入し所有者となった者
（3）補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に入居する見込みの者
（4）補助対象空き家への入居を行った日から５年以上補助対象空き家に定住する意思のある者
（5）過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
（6）補助対象空き家への入居予定者全員に市区町村税の滞納がない者
（7）高取町暴力団排除条例（平成２３年高取町条例第１７号）第２条第３号に規定する暴力団員等でない者
（8）日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

## ○補助の対象経費

下表のリフォームに要する経費



| 工事種別 | 内容 |
|---|---|
| 修繕又は模様替 | ・内壁、サッシ、ドア、床及び天井の補修、張替え又は塗替え、畳襖の表替え<br>・玄関等出入り口の補修又は付替え<br>・建具の取替え<br>・間取り替え<br>・風呂釜、給湯器の修繕または交換<br>・台所、風呂、便所、排水口等の改善<br>・屋根、雨樋、家屋外壁の補修 |
| 増改築 | 増改築 |
| その他 | 上記工事で発生した不要物の解体・撤去 |

## ○補助金の額

補助率･･･補助対象経費の２分の１（千円未満切捨て）
補助限度額･･･１００万円

## 申請手続きの流れ

町へ事前相談 → 町へ交付申請 → 町が交付決定 → 工事着手・完了 → 補助対象空き家へ転入 → 町へ実績報告 → 町が現地確認・補助金額確定通知 → 町へ補助金を請求 → 町が補助金を交付



町の現地確認では、おうちの中を確認します。
【　転入手続き　～　現地確認　】を同日に行いたい場合、
事前に総合政策課へご相談ください。
※対応できない場合もあります。

### 交付申請に必要な書類

高取町空き家リフォーム工事補助金交付申請書（様式第１号）　及び　誓約書（様式第２号）

添付書類：入居予定者全員の住民票／入居予定者全員の納税証明書または非課税証明書※申請日の属する年の１月１日現在における住所地での発行※18 歳未満の者については省略可／補助対象空き家の売買契約書の写し／補助対象空き家及びその土地の登記事項証明書※履歴事項全部証明書で、交付申請日より３か月以内に交付されたもの／リフォームの見積書の写し※内訳記載要／リフォームの実施箇所及び内容が確認できる図面／着工前の写真／施工業者が建設業法第３条第１項に規定する建設業許可を受けていることを証する書類の写し※許可業種不問

### 実績報告に必要な書類

高取町空き家リフォーム工事補助金実績報告書（様式第８号）

添付書類：入居者全員の住民票／補助対象事業の請求書の写し※内訳記載要／補助対象事業の支払が確認できる書類の写し／補助対象事業を実施した箇所の現況写真

留意事項

1．交付決定前に工事に着手している場合は、補助対象となりません。
2．本町の他の制度による補助の対象となっている場合は、当該補助を受けた額を補助対象経費から控除します。
3．工事は必ず交付決定を受けた年度内に完了し、工事完了日から３０日以内又は交付申請年度の２月末のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。
4．５年以内に別の住宅へ引っ越したときや、補助対象空き家を転売、貸与したときは、補助金を返還する必要があります。
5．詳細は高取町空き家リフォーム工事補助金交付要綱を確認してください。

問合せ先：高取町総合政策課　TEL:0744-52-3334